

現場特別代理人のための実務ガイドライン

1. 現場特別代理人の任務

現場特別代理人の任務は、特約条項第11条及びその付録1「現場特別代理人に関する規定」第4条に規定するとおりである。

2. 現場特別代理人の権限

「現場特別代理人に関する規定」の第4条第4項に関し、現場特別代理人は、サルベージマスターの作業方法や日報の内容に同意できない場合には、サルベージマスターにその旨を書面で通知し作業日報に不承認の旨を付記することができるが、資機材の増減等を指示することはできない。これらに関する決定権はサルベージマスターにある。

3. 現場特別代理人への協力

現場特別代理人は、特約条項第7条に関する減額の計算も考慮し、特約条項が発効した時からのみならず、救助作業が開始された時から特約条項報酬額が計算できるだけの資料をサルベージマスターや本船船長等から入手することができる。サルベージマスターや本船船長等はこれに関して、協力しなければならない。

4. 特約条項最終報告書の作成

- ①「現場特別代理人に関する規定」の第4条第5項に関し、現場特別代理人は特約条項最終報告書を作成するにあたり、救助契約書第8条に基づく救助報酬の支払い義務の発生が見込まれる場合には、同第8条第2項に規定する救助報酬額決定のための勘案要素を考慮のうえ本船と救助作業の状況も併せて簡潔に報告するものとするが、事故原因については言及してはならない。
- ②また、救助報酬の支払い額が特約条項報酬額を上回る見込みがある場合には、特約条項第7条に基づく救助報酬の減額に関する計算を行うために、救助作業開始時からの特約条項報酬の算定額も報告する。

5. 特約条項報酬の算定に関する見解の相違

特定の項目に関し特約条項報酬の算定について当事者間で合意できない場合には、現場特別代理人は、未解決の項目を除いて特約条項報酬計算書を作成する。未解決の項目については、脚注に自らの算定金額を付けて、残しておく。

6. 現場特別代理人の責任

- ①現場特別代理人は、救助作業に関してした行為の結果、救助者、被救助財産の関係者ないし第三者に損害を与えた場合、故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。
- ②現場特別代理人はその任務を遂行するにあたっては、自らの身体および財物その他の損害、損失等が発生した場合に備えて適切な保険に加入しておくことが勧められる。

7. 現場特別代理人の報酬・費用

現場特別代理人は、1日当たり15万円の報酬に加え、相当の実費を請求することができる。

8. 保険者等の特別代理人

特約条項第12条に規定する「保険者等の特別代理人」の乗船目的は、救助作業を調査し、問題点を報告し、救助報酬や特約条項報酬を推定することである。保険者等の代理人がこの目的の範囲を逸脱して行動していると認められる場合には、現場特別代理人は全ての関係者に通知し、その処置に関しては本船船主が決定する。